

三宅村 議会だより

第57号

2026.05.15



写真：第72回小金井桜まつり（神着郷土芸能保存会 神着木遣太鼓）

目次

令和8年第1回三宅村議会定例会で審議された議案	 2
令和8年第1回三宅村議会定例会 議決結果	 4
村政を問う（一般質問）	 5
議長報告書	 13



令和8年第1回三宅村議会定例会
(会期：3月5～26日)
で審議された議案

承認第1号

令和7年度三宅村一般会計補正予算(第7号)に係る専決処分の承認について
衆議院議員選挙、物価高対応子育て応援手当のための予算増額を承認しました。

議案第1号

三宅村公告式条例の一部を改正する条例
三宅村掲示板設置場所変更の改正です。

議案第2号

三宅村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
人事院勧告に準じて、三宅村職員の給与に関する条例の改正です。期末手当の支給率の改正です。



議案第3号

三宅村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
人事院勧告に準じて、期末手当の支給率等の改正です。

議案第4号

三宅村教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
人事院勧告に準じて、期末手当の支給率等の改正です。

議案第5号

三宅村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第2号と同様に、人事院勧告に準じて、期末手当の支給率の改正です。

議案第6号

三宅村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金を徴収するための改正です。

議案第7号

三宅村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園事業の設備及び運営基準等を定める改正です。

議案第8号

三宅村火災予防条例の一部を改正する条例
消防法及び消防施行令の一部改正に伴い、設備や火災に関する警報の発令中における日の制限、林野火災等を定める改正です。

議案第9号

三宅村貸切自動車条例の一部を改正する条例
道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金を定める改正です。

議案第10号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
保険料の軽減措置の継続を定める変更です。

議案第11号

令和7年度三宅村一般会計補正予算(第8号)
主な内容は、三宅村物価高

騰事業や各事業費の確定、特別会計の繰出金の増減、歳入見込み等に伴う増減による補正です。

議案第12号

令和7年度三宅村国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
主な内容は、事業確定や決算見込みに伴う増減による補正です。

議案第13号

令和7年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計補正予算(第4号)
主な内容は、事業確定や決算見込みに伴う増減による補正です。

議案第14号

令和7年度三宅村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
主な内容は、事業実績見込みや決算見込みに伴う増減による補正です。

議案第15号

令和7年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
主な内容は、事業確定や決算見込みに伴う増減による補正です。

議案第16号

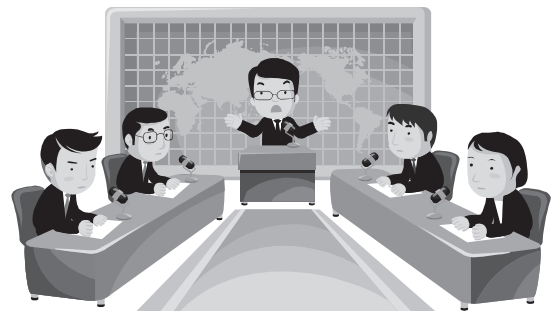
令和7年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算(第2号)
主な内容は、事業収益見込額の減や一般会計補助金の増による補正です。

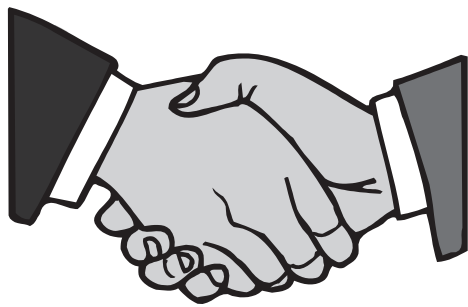
議案第17号

令和7年度三宅村簡易水道事業会計補正予算(第4号)
主な内容は、事業実績見込みや決算見込みに伴う増減、一般会計補助金の増減による補正です。

議案第18号

令和8年度三宅村一般会計予算
予算額は47億7397万5千円となりました。





議案第19号

令和8年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計予算

予算額は4億3548万5千円となりました。

議案第20号

令和8年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計予算

予算額は4億1678万2千円となりました。

議案第21号

令和8年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算

予算額は3億1800万円となりました。

議案第22号

令和8年度三宅村後期高齢者医療特別会計予算

予算額は1億135万1千円となりました。

議案第23号

令和8年度三宅村旅客自動車運送事業会計予算

予算額は1億5021万8千円となりました。

議案第24号

令和8年度三宅村簡易水道事業会計予算

予算額は3億4577万7千円となりました。

各会計を合わせた村全体の予算規模は、65億4208万8千円となりました。

議案第25号

三宅村過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定について

三宅村過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定について原案のとおり可決されました。

議案第26号

三宅村漁業生産基盤施設の指定管理者の指定について

三宅島漁業協同組合が令和8年4月1日から令和11年3月31日まで指定管理者となります。

議案第27号

三宅村産業復興関連施設の指定管理者の指定について

三宅村商工会が令和8年4月1日から令和11年3月31日まで指定管理者となります。

議案第28号

三宅村ふるさと体験ビレッジ施設「ふるさと味覚館」の指定管理者の指定について

平塚典明氏が令和8年4月1日から令和11年3月31日まで指定管理者となります。

議案第29号

三宅村青年館の指定管理者の指定について

三宅島連合青年団が令和8年4月1日から令和11年3月31日まで指定管理者となります。

同意第1号～2号

三宅村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

左記の2人の方が教育会委員に任命されました。

・山本 政信氏
・井澤 綾花氏

諮問第1号～3号

三宅村人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

左記の3人の方を人権擁護委員に適任といたしました。

・高松 良員氏
・山本 栄子氏
・土屋 記子氏

議案第30号

令和7年度三宅村一般会計補正予算（第9号）

主な内容は、簡易水道事業補助や地方交付税、総合交付金等の額の確定に伴う財源更正の補正です。

議案第31号

令和7年度三宅村簡易水道事業会計補正予算（第5号）

主な内容は、茅場浄水場高圧ポンプ等交換工事や一般会計補助金の増による補正です。

同意第3号

三宅村副村長の選任につき同意を求めることについて

三宅村副村長に高澤和弘氏が選任されました。

三宅村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

三宅村議会の指名推薦により、左記の8人の方が選挙管理委員会委員及び補充員に決定しました。

○三宅村選挙管理委員会委員

・池田 明秀氏
・加藤 一則氏
・長谷川 万里子氏
・前田 一江氏

○三宅村選挙管理委員会補充員

・千葉 弘幸氏
・土屋 主税氏
・佐久間 忠氏
・浅沼 等氏



大路池

令和8年第1回三宅村議会定例会 議決結果

議案番号	議案名	審議の賛否						議決結果
		北川 博史	高松 秀直	曾我部 宏一	佐久間 正文	沖山 肇	平川 大作	
承認第1号	令和7年度三宅村一般会計補正予算（第7号）に係る専決処分の承認について	○	○	○	○	○	○	承認
議案第1号	三宅村公告式条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	可決
議案第2号	三宅村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第3号	三宅村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第4号	三宅村教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第5号	三宅村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第6号	三宅村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第7号	三宅村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第8号	三宅村火災予防条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第9号	三宅村貸切自動車条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第10号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	〳
議案第11号	令和7年度三宅村一般会計補正予算（第8号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第12号	令和7年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第13号	令和7年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第14号	令和7年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第15号	令和7年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第16号	令和7年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第17号	令和7年度三宅村簡易水道事業会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第18号	令和8年度三宅村一般会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第19号	令和8年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第20号	令和8年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第21号	令和8年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第22号	令和8年度三宅村後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第23号	令和8年度三宅村旅客自動車運送事業会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第24号	令和8年度三宅村簡易水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第25号	三宅村過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定について	○	○	○	○	○	○	〳
議案第26号	三宅村漁業生産基盤施設の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	〳
議案第27号	三宅村産業復興関連施設の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	〳
議案第28号	三宅村ふるさと体験ビレッジ施設「ふるさと味覚館」の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	〳
議案第29号	三宅村青年館の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	〳
同意第1号	三宅村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	同意
同意第2号	三宅村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	〳
諮問第1号	三宅村人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	適任
諮問第2号	三宅村人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	〳
諮問第3号	三宅村人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	〳
議案第30号	令和7年度三宅村一般会計補正予算（第9号）	○	○	○	○	○	○	可決
議案第31号	令和7年度三宅村簡易水道事業会計補正予算（第5号）	○	○	○	○	○	○	〳
同意第3号	三宅村副村長の選任につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	同意

※表中の記号： ○…賛成 ×…反対 -…欠席

村政を問う

6人の議員が一般質問

高松 秀直

議員



問 災害対策について

噴火、地震発生時や台風、大雨災害の対応について質問します。

昨年の八丈島や青ヶ島の台風災害は三宅島でも起こり得る災害です。災害情報管理や水道、電気等は生活する上で



最低限大切なことです。それが失われた場合の対応方法を想定して対応や対策を行っているのか伺います。

答 総務課長

役場臨時庁舎には、役場機能を維持するために自家発電機を備えており、停電時でも災害情報管理に支障が出ない体制を取っております。

また、屋外にある防災行政無線のスピーカーについては、停電時においても最大24時間分の放送に対応できるバッテリーを備えております。

答 企業課長

水道における災害対策については、台風等による災害により水道施設が被害を受けて断水が発生した場合には、断水となるエリアの配水池の水量を確認した上で、防災行政無線等で節水等の呼びかけを行い、復旧作業を行います。断水が長期化する場合につきましては、関係機関と協力しながら水の配布等により対応したいと考えております。

再

水道の通水が長期間できなかった場合、関係機関と連携を取ると伺いましたが、想定されるのは給水車は東京都からお借りすることになると思います。そういう事を想定して素早い対応を計画していると思いますが、生活用水のために、今ある既存の各家庭にある貯水槽の利用とか、新たに小さい貯水槽を用意したりという支援を行っていくとか、指導を行っていくことは考えているのでしょうか。

答 企業課長

給水車につきましては、島内にはありませんので、断水が長期化する場合、災害対策基本法に基づき、東京都へ速やかに要請してまいりたいと思います。また、各ご家庭にある井戸、または貯水槽の新たな設置というところですが、防災のしおり等でも呼びかけており、各自最低3日間の水の確保をお願いすることもあります。まずはご自身で災害対策をしつかり行っていく。その上で、貯水槽につきましては災害時、発生した場合、消防等も備蓄しているものもあります。そういったところも協力しながら対応していきたいと考えております。

再

飲み水は3日間とか4日間備蓄が必要だと思えますが、雑排水、トイレにしても水は必要だと思います。何週間かを想定していくことが大事だと思います。その中で、先ほどの村長の施政方針の中にもありましたが、第6基本方針の中には災害に強い島づくりをしていくという中



答 総務課長

雑排水等の仮設的な水槽などにつきましては、東京都に協力いただいて対策を検討しているところです。一応仮設での水槽をいただけるという話もありまして、準備をしているところです。

また、その運用につきましては、先ほど申し上げたとおり、給水車はありませんので、どういう形で給水のスキームをつくるかは今後検討させていただきますかと思っております。

それから、停電時の訓練等というところですが、村は停電時に当然発電機が稼働するかは定期的に検査しております。そういった部分でいうと、運用については問題ないのかなという認識です。それから、出張所の停電ですが、出張所が入っている施設におきまして、例えば文化会館であれば自家発電機を持っていたり、それ以外、伊ヶ谷出張所、神着出張所につきましては、小型の発電機を準備して、施設のほうに置いてありますので、その辺最低限の電源供給につきましては対応できているという認識です。

それから、各家庭の自己啓発というところですが、基本的には各個人でまず備えていただくというところにおきま

しては、村は広報みやけ等でも水や食料、そういった災害時の持ち出し備品につきましまして定期的に確認をお願いしているところです。

今後も継続してそういったお願いは広報等を利用して訴えかけてまいりたいと考えております。

再 次に、噴火や地震、台風や大雨による避難道路の確保や避難場所の安全性について、年々刻々と変化していくものだと思います。その状況の把握はどのように行っているのか伺います。

答 総務課長

施設等の状況の把握ですが、避難道路の確保につきましては、まずは避難所への最短のルートを事前にご本人で確認しておく必要があります。災害時の避難の際には、防災無線等による役場の指示に従って避難道の安全状況を確認して避難してください。また、避難所として指定している施設等につきましても、災害の状況に応じて最も安全と判断される避難所に誘導いたします。なお、避難所につきましては、災害時に支障が出るのではないよう、所管課におきまして日々の施設管理に努めております。近年増えている土砂災害対策につきま

しては、東京都による砂防ダム等の整備を踏まえると、安全性は過去に比べ向上していると認識しております。

再 噴火や地震、津波はいつ来るか分かりません。台風は近年巨大化して、60メートル以上、70メートルぐらいの風が吹くということも珍しくなくなっています。大雨も線状降水帯が発生して、長時間大量の雨が降り続いて、大災害をおこすことも日本各地で発生しています。それぞれの災害時の避難所は異なりますが、噴火のときは風によっても違うし、噴火の状況によっても違います。台風の時はこの避難所、津波のときはこの避難所と、避難する場所

も違うと思います。村ではそのようなことを想定しての訓練と対策を行っているのか。それと、避難道路の危険箇所を把握するということは、個人個人の自助でやることも基本だと思えますが、それを助けるのが村の役目ではないかとも思います。先ほど村長の施政方針で、各地域で避難訓練を、消防、自治会との連携で行うということでしたのでよろしく願います。

それと、避難手段で、先ほど村長が言われていましたのが、村営バスは移動手段として重要なものだと思います。



噴火の場合、地震の場合、津波の場合、そういう時にバスの配車計画を立てていると思いますが、教えていただきたいと思います。

答 総務課長

避難所等が災害によって異なるのではないかと、その辺に對しての訓練等をどう反映していくかというところですが、確かに災害によって避難所が変わる状況というのは多分噴火かなと。当然、降灰による風下とかというところかなと思います。計画につきましては火山避難計画がありま

ますので、そちらに準じた形での避難行動を取っていただくことになるかと思えます。

また、村でも実際には気象状況等に併せて避難の誘導を行います。そちらにつきましては、気象庁の火山防災連絡事務所から情報提供をいただきますが判断していく形になるかと思えます。

また、実際に避難訓練というところにおきましては、現状でいうと、主に南海トラフに對する津波の避難訓練をメインで村は実施しております。また、その中には、噴火に對しても数回やっているところもありますので、今、ご提言いただいたようなものも踏まえまして、今後避難訓練の計画の中に反映しながら取り組んでまいりたいと思えます。

答 企業課長

災害時の移動手段としての村営バスの配車、それぞれの場合でどのようなことを考えているかということですが、こちらの災害時の移動手段としての村営バスにつきましては、災害対策本部の会議の中で議論して、どの経路が一番安全に住民が避難できるかといったところを協議しながら配車をしていきたいと考えております。

再 災害対策本部で話し合うということも大事だと思いますが、どう動くという想定した計画も立てる必要があると思いますが、その辺をお聞きします。

答 総務課長

例えば噴火の場合ですと、どこで噴火するかというのは、地震の震源地により危険性とか場所の判断が変わります。そういった部分で、どこに配車するというのを、無作為にバスを配車するわけにはいきませんので、この地区が危険なのか、この地区から住民の方を最優先に避難しなければならぬのかというのは、災害対策本部において情報収集した上で判断をしていく形になりますので、そこからの指示というのは段取りとしては間違いないのかなという認識です。



平川 大作

議員



問 パブリックコメントの導入について

住民懇談会をやめてしまったので、村民の声を届けることができないという声が届いている。この声に応えるために予定されている事業案の段階で、その手段としてパブリックコメントを導入できないかお聞きしたい。

答 総務課長

パブリックコメントは地方公共団体などの公的機関が政策や計画などを決定する際に、事前に案を公表し、広く住民から意見を募るものであり、直近では、2月初旬に三宅村過疎地域持続的発展計画の素案について実施しております。

再 既に導入されているということですね。情報収集

の手段としても動いているということ、そういう判断でよろしいんですか。

答 総務課長

パブリックコメントについては導入しているということとで理解していただければ結構です。

再 パブリックコメントを導入しているという情報は、住民のほうには周知されているんでしょうか。限定されている人間に対して情報収集しているというような感じではないんでしょうか。

答 総務課長

パブリックコメントにつきましては、村のホームページに掲載して意見の募集をしておりますので、伝えているのかとか、そういう意味合いではないのかなという認識です。



再 要はその手段として周知しているということですね。ただ、パソコンや携帯などが使えない人は、行政に物を言いたいときにはどうしたらいいんでしょうかね。じかに役場へ来て村長に話をするとか、そういうことでしょうか。私はよく自治会を通してと言われるけれども、自治会

は私は45年ほど在籍していますが、一度もそういうことはないんですよ。電気が切れたとか、ごみ箱がおかしいから伝えてくれとかということはありませんでしたけれども、行政の行っている政策に対しての意見や感想は今まで扱ったことないと思います。どういう手段で住民からの情報を収集していきますか、これから、今のパブリックコメントのみで対応されますか。

答 総務課長

改めてになりますが、パブリックコメントにつきましては、地方公共団体などの公共機関が政策や計画など、これは大きいものを決定する際に、事前に案を公表して広く意見を求めるものです。今回、先ほど再度ご質問の中であったような、日々の多分役場にお伝えしたいとかそういう部分です。日々生じる問題をどうやって役場に伝えた

らいいのかという意味合いかなと思います。基本的には直接担当課のほうへお問合せいただくようお願いいただければと思います。

また、住民の方から相談された内容を直接役場に伝えるにきていただいている議員の方もいらつしやいます。定例議会を待たずに、ふだんでも結構ですので、各所管課のほうへお伝えいただくのも、迅速に対応できる一つの解決策かなと思います。

再 では、このパブリックコメントの大きな政策というの、どのぐらいの範囲まで大きな政策の範囲なんでしょうか。

答 総務課長

村の判断で決定しております。

問 特養老人ホームあじさいの里について

特養老人ホームあじさいの里は今後どうなるんだという声が多く届いている。現在、特養老人ホームあじさいの里に補助されているが、今後とも可能なのかお聞きしたい。

答 福祉健康課長

現在、村から特別養護老人ホームあじさいの里へ毎年交



付している補助金につきましては、過去、法人が災害復旧工事等で金融機関から借入れを行った借入金の償還に対する補助金となります。この補助金にしましては、償還が終了する年度まで村から補助いたします。

また、現在、法人では、中長期経営計画等を策定しているところ。島内唯一の施設であり、サービスをj利用されている島民の方々への影響が及ばないよう、村としても引き続き法人側と情報共有と協議を重ね、必要があると判断する場合は対応を検討してまいります。

再 私も避難訓練の折に参加しましたので見たんですが、落下しているところが前より増えていますよね。それでその工事をしたんですが、その工事は寄附されたお金で

直したと聞いています。吹きつけた段階で一時的な応急処置ですが、あれでは長くもたないと思うし、一時的な補強にはなりますが、また今後とも対応が必要になってくるんだらうと私は思います。

今後とも必要に応じて対応していくということなので、ありがたいことだと思っています。そうではないと、今の法人も続けていくのが難しくなるんではないかと考えています。事業費だけでは法人を維持できない、今、現状にあるように私は思います。デイサービスが、本年7月1日をもって入浴のみとなると聞いています。この運営も、外部から見ても限界かなと思います。法人は努力されています。この運営費の補助もできないものなんですかね、行政として運営の補助をしていくというのは、非常に詰まっているように私は見えました。職員みんな一生懸命動いてくれていますよね、私も議員としてできることがあれば対応していきたいという思いから今質問しているんですが、行政もその運営費も少し補助していかないと、法人自体の体力がもたないじゃないかと私は考えています。その辺はどう考えているか、お聞きしたいと思います。

【答】 福祉健康課長

繰り返しとなりますが、法人側からの内容に基づいて、上がってくる内容に基づいて、村内部で協議と精査をして、それで必要があるかと判断する場合には、対応を検討していくという形になります。

【問】 大腿骨折の予防について

高齢者の方の大腿骨折が多いように思う。役場として何らかの指導をされているのかお聞きしたい。

【答】 福祉健康課長

現在、村では介護予防事業において集合形式で介護予防教室を実施しており、これまでも大腿骨折の予防に効果的な転倒予防や元気な体を維持するための体操のコツなどを実施しております。

今後も介護予防教室では、住民の方々のご意見や専門職



の方々の視点などを踏まえ、大腿骨折の予防なども含め、効果的な内容を研究してまいります。

【再】

本当にこの大腿骨の骨折というのは多いです。予防も本当に必要ですけれども、やはり日々の生活の中でのカルシウム摂取、これもかなり重要だと思いますので、その辺をシルバーみたいな団体だとか、高齢者の老人クラブなどにもありますが、そういうところに協力していただいて、日々からの摂取を心がけていただくように要望できないか、お聞きしたいと思います。

カルシウムの摂取が必要になってくるわけですから、その辺の住民に対する周知もぜひお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

【答】 福祉健康課長

一般的には、骨粗鬆症対策としましては、おっしゃったとおり、カルシウム摂取の食事面だけではなくて、例えば運動ですとか、日光浴なども含めて大切になってくると思われれます。そういったところを総合的に、専門職の方々のご意見などもいただきながら、介護予防教室をより充実していきたいと考えております。

佐久間正文

議員



【問】 デュアルスクールについて

デュアルスクールは、地方と都市の学校のよさを教育活動に取り入れる新しい学校の形です。双方にとってメリットがあると考えます。行政としてはどのように考えているのか、また、取り入れる考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

【答】 教育課長

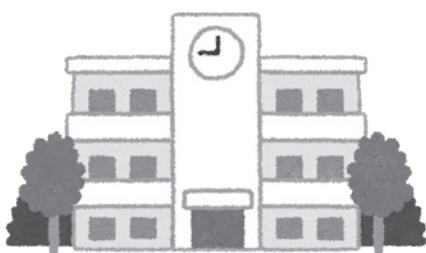
地方移住等に伴う区域外就学制度は、住民票の異動を行うことなく滞在先の学校に通学できる制度であり、地方への一時的な移住や、2地域に居住しながら通学を可能とする制度であることから、地方と都市を結ぶことが可能であり、地方の活性化、関係人口の創出が期待される制度であるということは承知をしてお

ります。

一方、本村では、当該事業を推進する場合、居住先の確保、また、園児がいた場合の対応、学習進度を先方の学校と調整する教育支援員等の確保など、多くの課題を解決する必要があります。

教育委員会といたしましては、第6次総合計画で示されている、一体型小中一貫校などの移行の検討、老朽化が進んでいる小・中学校及び社会教育施設の整備、さらに、新たな政策課題などに対して限られた人的資源で着実に取り組んでいく必要があります。

そこで、新たな課題である、地方移住等に伴う区域外就学制度の活用については、まず、事務局内で調査・研究を進めた上で、次のステップに向けて、他の事業との優先順位をつけながら検討してまいりたいと思います。





再 今の答弁ですと、積極的という言葉はなかったんですが、進めていくと理解します。

ここで言われたとおり、少数でもすぐできるという制度だということもあるし、同時に、本島で校長等を務めた人たちが、島外にまた勤務地を変えていられる、そういう先生、元校長、島の校長先生方とのコンタクトも取りながらやっていくという方法も一つあると思います。

それと同時に、令和8年度の施政方針で、子育て支援の中で、体験学習や移動教室などにより、環境が異なる他地域との交流を通して子供たちの視野を広げ、社会性・協調性の向上を図ってまいりますとあります。最もこれにふさわしいのが、この少数制でもできるデュアルスクールだと考えていますが、いかがですか。

答 教育課長

移動教室等々につきまして、継続して実施しております高遠、みなかみへの体験学習の移動教室をこちらで計画しております。

このデュアルスクール制度につきましては、先ほども申し上げたとおり、かなり学習進度が違うであろう子供たちが来る、また終わった子供たちが自身の学校に帰るというようなことが繰り返されるのかなと想定されております。調べた限りですけれども、やはりこの辺りの対応に苦慮しているというところは、学校、自治体もあるとは聞いておりますが、ただ、教育委員会といたしましては、この7年度に始まったコミュニティスクールの推進、また8年度から継続的に実施していく部活動の地域展開と、まずこちらの方に注力をしていきたいというところがございます。受け入れる学校としても、整備、また、制度を整えた上での検討ということになってくるかと思っております。



曾我部 宏一

議員



問 高齢者の生活支援対策について

現在、全国民が、物価高騰により日常生活に不安を抱えている状況の中、国、東京都はさまざまな救済措置を打ち出しています。そこで、三宅村として、上級官庁が打ち出した業務を行うだけでなく、高齢者に対して三宅村独自の長期支援対策を考えているのか伺います。

答 福祉健康課長

高齢者福祉分野における三宅村独自の支援策といたしましては、高齢者配食サービスが挙げられます。現在、物価高騰の影響により原材料費が高騰しておりますので、配食1食当たりの単価も上昇しております。その状況の中、利用者への物価高騰に対する生活支援として、自己負担額は

維持し、単価上昇分の一部を村が負担しております。今後、限られた人材、脆弱（ぜいじゃく）な財政状況の中で、高齢者への生活支援対策について検討を続けてまいります。

答 企画財政課長

高齢者に対する長期的な支援策ということですが、物価高騰の影響は、国民全体の課題であると捉えております。本村においても、令和5年度から令和7年度までに4回、国の物価高騰対応重点支援交付金により、高齢者も多く含まれる住民税非課税世帯に対して給付を行っております。村単独での長期的な支援につきましては、現在の村の厳しい財政状況の中では難しいと考えております。引き続き、今後の社会情勢や各自治体等の動向を注視してまいります。

再 高齢者サービスの点について

介護認定を受けた人が配食サービス等を使われています。担当課長の答弁では、材料費の高騰により村がその分を負担し利用者の負担については現状を維持している。財政担当課長については、村が、脆弱な財政ということは十分承知しております。国の物価高

騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですか、これについては、国から各都道府県、各区市町村の地域に合わせた独自の対応の支援策を取りなさいということ、商品券や水道料金等、先日、東京都はLPガスの上限3000円で2カ月分負担しますよというチラシが回ってきました。現在、村も商品券を考えていますが、日常生活における光熱水費等、多少の額でも低所得者または非課税世帯等、長期にわたって支援できないか伺います。

答 企画財政課長

繰り返しになるかと思いますが、まず、財政状況が厳しいということは、議員もご承知ということで、ここは意見が一致しているところかと思えます。低所得者非課税世帯等に対する支援と、長期的な支援ということですが、やはりこの厳しい財政状況の中では、そこに特化して何か支援策をということは、長期的なことを考えると今の財政調整基金の残高、それから、今抱えている起債の償還の額等々も見ても、将来的な財政フレームを見てもなかなか算出できない、捻出できないところかなというふうに、今現在は考え

ております。したがって、先
ほども申し上げましたが、引
き続き、社会情勢等を注視し
ながら、対応できることがあ
れば、十分そこは検討しなが
ら対応していきたいと考えて
おります。

再 同じ質問の繰り返しにな
ってしまいますが、今、
イラン情勢が緊迫して、原油
の高騰が目の前に来ている中
で、一概に村が財政フレーム
の中で厳しいよというのでは
なく、それを何とかして住民
の安定した生活を担保するの
が行政の仕事だと思うので、
今後、引き続き検討していく
考えがあるのか、村長にお伺
いします。

答 村長

村の考え方としては、
企画財政課長の答弁のとおり
でございます。物価高騰対策
は喫緊の課題でございます
が、全国的な課題であること
から、国において全国一律の



対策を講じるべきものである
と認識をしております。

村といたしましては、現在
まで物価高騰対応重点支援臨
時交付金を活用した給付金及
び効果的な事業費への対応を
図ってまいりましたが、今
後、さらに影響が長期化する
ことも含めまして、国の動向
を注視するとともに、国への
働きかけなどについても、他
自治体や所属する関係団体な
どの中で、意見交換を行って
まいりたいと考えております。

何度も申し上げますけれど
も、財政状況が厳しい本村で
ございますので、今後につき
ましても、国からの予算を緊
急性や重要性において優先度
をはかりながら、効果的に活
用してまいりたいと考えてお
ります。社会情勢、国や各
自治体等の動向などを注視し
ながら、村独自の対策が必要
であると判断した場合は、弾
力的に対応してまいりたいと
考えております。

問 村道維持管理について

島内の村道各所において、
側溝に枯れ葉が詰まった状況
が見受けられ、雨天の日には
側溝から雨水があふれ、日常
生活に支援を来すなど問題と
なっております。以前は、土
木作業職員が島内を巡回しな

がら、村道の維持管理を行っ
ていましたが、現在は、作業
職員が不在と聞いておりま
す。そこで、今後、村道維持
管理をどのように行うかお伺
いします。

答 地域整備課長

村道維持管理につきまして
は、令和7年度の土木作業員
として、会計年度任用職員を
2名、昨年の2月に募集いた
しましたが、応募者がいなか
ったため、現在において土木
作業員は不在となっております。
このため昨年5月から、
1週間に1度の村道巡回及び
台風や暴風などの異常気象時
の巡回を行う村道巡回業務
を、島内業者に委託しまし
て、村道の維持に努めている
ところで。

令和8年度においても、令
和7年度同様に、この村道巡
回業務を委託する予定でござ
います。村道の支障に迅速
に対応するため、従来の業務
に加えまして、側溝の清掃や
倒木の処理などの現場対応も
含めた形で発注することを考
えております。



疑問と、今年度は、村道橋の
平・十駄ヶ池1号線の雨水対
策をする設計の見直しをする
予定ですが、幅広く地域住民
から、雨の後、例えば倒木が
あるとか、そういう情報をい
ただくシステムはできないも
のかお伺いします。

答 地域整備課長

島内の村道の路線数におい
て、この業務が1週間に1度
の中で対応できるのかという
ご質問だと思いますが、村道
は今現在、242路線ありま
す。その中で、昨年緊急的に
巡回しなければならぬ村道
を担当課として選別し、その
うちの202路線を1日かけ
て巡回するような形で仕様書
を作成しております。

続きまして、地域住民から
の情報ということですが、私
どもも、この1週間の巡回業
務において、受託業者から
色々な情報を得ています。そ
の都度、ここをやったほうが
いいとかという情報に基づい

て今年度は対応してまいりま
した。今後も、そういった巡
回業務に併せて、住民から何
か問合せがあれば、迅速に対
応していきたいと考えており
ます。

再 一つ事例を申し上げる
と、沖ケ平線です。旧安

べえのところから三池港に抜
ける縦道で、グレーチングが
詰まって、枯れ葉が斜めにな
って全てオーバーフローして
いるんですね、ここ1カ月以
上。やはり船が入ったときに
お客さんが使う道にもかかわ
らず、そういう管理ができて
いないので、8年度について
は、住民から情報をもらっ
て、適時対応していくような
考えを持っていただき、引き
続き募集に力を入れていただ
くような考えがあるかお伺い
します。

答 地域整備課長

沖ケ平線からの下った道の
横断溝につきましては、現場
を確認して対応させていただ
きたいと思います。

土木作業員の募集は今後ど
うするのかということですが、
今後は、村道巡回業務を
委託して、村道の維持管理を
行っていくという形で、当課
としては考えていますので、
現時点で募集を行う予定は考
えておりません。

沖山 肇

議員



問 財政の健全な運営について

人口減少が進んでいる現実がある中で、村の健全な財政運営の観点から、より一層の自己財源の確保が必要不可欠と思われることから何点か伺います。1点目、公金の徴収状況、2点目、人員体制、3点目の人材育成を質問させていただきます。

最初に、公金の回収状況ですが、令和6年度から令和7年度の村税の収入状況の中で、未収額と徴収額の推移をどのように分析評価しているのかを伺います。

第2点目に、徴収の取組について、課を超えた情報管理、共有が適切に行われているのか。まず、村全体を見通した際、徴収業務において、どのような統括体制を取っているのかを伺います。

3点目ですけれども、公金の徴収方法ですが、現年度分滞納分、これ徴収方法が変わってくると思いますが、徴収担当者に対する実務研修は実施されているのかを聞かせてください。

答 村民課長

1点目の公金の徴収状況における徴収率の推移ですが、令和6年度決算における村税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を合わせた徴収率は93・8％となり、前年度と比較して0・5％増加しております。また、収入未済額は2712万3494円となり、前年度と比較して6・45％減少しております。

その分析評価といたしましては、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料において徴収率が増加しているものの、村税において徴収率が0・1％減少している状況です。村税徴収率が減少した主な要因といたしましては、個人住民税において、年度末に増額更正が発生し、現年徴収率が伸び悩んだためであると考えております。

次に、2点目の人材の育成と人員体制ですが、村全体の徴収業務の統括体制として、今年度新たに三宅村債権管理基本方針を策定し、全庁一体となり、徹底した徴収強化を

図ることとしております。また、全庁的な債権管理体制として三宅村債権管理委員会を設置し、庁内の連携と情報の共有を図っております。

また、人材の育成といたしましては、職員向けの債権管理マニュアルを作成しているほか、村民課において、東京都主税局による島しょ地域短期派遣や東京都国民健康保険団体連合会による収納率向上対策アドバイザー派遣などを活用し、実務的な滞納整理の知識とスキルの向上に努めております。特に、東京都主税局による島しょ地域短期派遣では、東京都の職員と村職員が共同で戸別訪問や電話催告、財産調査などを行っており、いずれも実践を交えた内容で、滞納整理の知識とノウハウの習得に非常に効果的であったと考えております。



再

村が一つになって徴収に取り組む姿勢というのは、そのまま続けていただきたいと思うことで、この本村では、現年度分の債権については各担当課で対応して、滞納の債権については税務係が一元管理する、今でもそういう形ですか。地方公共団体の中には、債権管理の組織を一元化して、複数の滞納債権も一元化で回収に努めている事例があります。この取組方についての、村としてどう思われるか伺います。

答 村民課長

債権の一元化について、現在、三宅村では、三宅村債権管理委員会において、三宅村全庁一体となり債権管理に取り組んでいるところです。債権管理の一元化につきましては、債権ごとに根拠法令が異なり、自力執行権がある債権とそうでない債権で滞納整理の進め方が大きく変わります。仮に一元化する場合、組織体制や人員体制、電算システムの改修など、多くの課題が考えられることから、引き続き現行の取組を組織横断的に進めつつ、三宅村にとって最適な債権管理の方法を調査・研究していきます。

北川 博史

議員



問 今後の観光振興について

三宅島は、火山の地形やバードウォッチング環境、釣り環境など豊かな自然が多々あり、他島にはない魅力を有していますが、観光客数は大島、八丈、新島などと比較すると認知度的にも依然少なく、課題があるのではと認識しています。特に、噴火以降あまり良いイメージがなく、島の魅力を伝え切れていないのではと懸念しています。

そこで、幾つか伺います。1つ目、現在の年間の観光客数とその結果。コロナ後の回復結果を含め、どのように評価しているのか。

2つ目、火山やバードウォッチング、フィッシングなど、火山環境を利用した観光を誘致していると思います。この状況をどのように評

価しているのか。

3つ目、観光客を誘致する上では、ワーケーション環境整備や宿泊施設の整備など不可欠だと思いますが、現在どのように評価しているのか。

人口減少やインバウンド、社会的変化など理由は多々あると思いますが、今後観光を発展させるためには、戦略的な政策が必要だと考えますが、村として今後の観光振興についてのビジョンを伺います。

【答】観光産業課長

現在の本村の年間観光客数とコロナ後の回復結果ですが、コロナ発生前の令和元年が約3万6000人、コロナの影響が明けた令和5年から7年までは約3万2000人で横ばいの状況が続いております。約9割の回復状況となっております。

大島、新島、八丈島の動向ですが、観光客数の回復状況



は75%から95%と、各島により違いが出ておりますが、各島ともコロナ前の観光客数まで回復しておらず、その後は横ばいとなっており、伊豆諸島全体も同様の傾向にあると思われまます。

続きまして、自然環境を利用した観光誘致の評価ですが、既存のバードウォッチングやフィッシング、イルカウォッチングやマリンスノーと併せて、近年は、エンデュロレースや、火山体験入山、巨樹観光や陸上からのホエールウォッチングを新たなコンテンツとして、観光客数の増加に寄与していると考えております。

次に、ワーケーション環境整備や宿泊施設の整備でございますが、最近の旅行トレンドや観光ニーズの多様化、島内宿泊施設の老朽化や高齢化、後継者不足の状況を勘案すると、対策を取る必要があると考えます。

このため、令和7年度より宿泊事業者等支援補助金を創設し、施設整備や環境整備に対する補助を実施しております。

す。また、ワーケーションにつきましては、体験ツアーによる今後の在り方の検討を行っております。

今後の観光振興のビジョンですが、島の特色を生かし、既存観光資源のブラッシュアップとともに、三宅島ならではの観光利用されていないコンテンツを掘り起こし、それを関係機関と協議しながら、魅力的に組み合わせたいと創設を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、今後増加が見込まれるインバウンド旅行者も含め、効果的なPRを行い、集客につなげてまいりたいと思っております。

【再】宿泊事業支援事業やホエールウォッチングなど、

現在の資源を生かしながら努力されていることは理解できますが、まだまだ不十分のように感じられます。苦労して始められた雄山体験入山などは、安全面や条件面が厳しいなどの理由で夏場の時期には入山があまりできないなど、残念な部分も多々あり、その辺も少し緩和できないのか。一度でも来島していただいた方にさらにリピートしてもらうよう付加価値をつけるなど、まだまだ観光客を増やす方法はあるように感じますが、いかがでしょうか。

【答】観光産業課長

一点目は、雄山火山体験入山の実施率向上のための入山規制の緩和だと思います。こちらにつきましては、これは現在も噴火警戒レベルであることから、観光客の方々の安全確保の観点から難しいものと考えておりますが、実施率の向上につきまして、観光協会やガイドと協議を進めて向上に努めたいと思っております。

もう一点につきましては、まだまだ掘り起こされていない観光資源というご質問かと思っております。こちらにつきましては、近年、旅行のトレンドや観光ニーズが多様化しており、最近では巨樹ツアーなど

も新たなツアーとして実施されております。その他、新しいコンテンツとして、いろいろ考えられると思いますが、例えば郷土芸能ツアーであったり、最近、星空と暗闇の価値がかなり高まっているというお話を聞いたりしますもので、そういった部分で、例えば夜間散策ツアーであったり、流人文化のツアーであったり、まだまだ活用されていないさまざまなものがあるかと思われまます。これらも含めまして、新しい観光資源について、実施の可能性やニーズについて観光協会を始めとした関係機関と協議検討して、実現に向けて進めてまいりたいと考えております。



大路池

議長報告書

(令和7年11月19日～令和8年2月17日)

1. 出張関係

- 令和7年12月22日(月)
令和7年台風22号・23号により被害を受けた八丈島・青ヶ島への義援金贈呈出席(港区)
- 令和7年12月23日(火)
離島振興予算対策本部合同会議出席(千代田区)
- 要望活動(千代田区)
- 離島振興懇談会出席(千代田区)
- 令和8年2月16日(月)
令和7年度東京都町村議会議長会第2回定期総会出席(立川市)
- 行政懇談会出席(立川市)
- 令和8年2月17日(水)
令和8年東京都島しょ町村議会議長会定期総会出席(港区)
- 令和8年東京都島嶼町村会・島しょ町村議会議長会第1回合同会議出席(港区)
- 東京都島嶼町村一部事務組合令和8年定例会出席(港区)

2. 会議関係

- 令和8年1月30日(木)
全国離島振興市町村議会議長令和7年度第2回総会出席(WEB)

3. 行事・来島者関係

- 令和7年12月13日(土)
福祉まつり出席
- 令和8年1月3日(土)
令和8年三宅村二十歳を祝う会出席
- 令和8年1月11日(日)
令和8年三宅村消防団出初式出席
- 令和8年1月12日(月)
三宅島柔剣道連盟鏡開き出席
- 令和8年2月1日(日)
令和8年三宅村功労者表彰式出席
- 令和8年2月5日(木)
東京都議会総務委員会来庁

編集後記

春先の変わりやすい天候の影響で定期船の欠航がありました。が、暖かい日差しがうれしい季節となりました。

4月7日には、小中高等学校各校の入学式が、和やかに笑顔いっぱいで行われました。小学1年生は16人、中学1年生は9人、高校1年生は5人です。60年前と比べると、考えられないほど少なくなっています。学校教育体制についても、全住民が真剣に考えていかなければならないと思います。

しかし、3月の卒業式では、子どもたちが自身の将来の希望を堂々と語っていました。三宅島を誇りに思い、大事に思う言葉もあり、高校生の「将来は三宅島のために働きたい」という決意の言葉に、感動で目が潤む思いがしました。本当に、教育は大事なことだということを実感しました。

私がこの文章を書いている時点では、中東の紛争により石油の供給路が滞り、ガソリンの値上がりや石油製品の生産が困難になるおそれがあります。皆さまがこの文章を読む頃には、どうか解決していることを強く願います。

紛争が世界各地で起こっていますが、一日も早い世界平和を強く強くお祈りしたいと思います。

議会だより編集委員長 高松 秀直



フォト ギャラリー

第72回小金井桜まつり



●フォトギャラリーコーナーに掲載する村民の皆さまの身近な写真をお待ちしております。詳細につきましては議会事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

発 行：三宅村議会
住 所：東京都三宅島三宅村阿古497番地
電 話：04994-5-0956
担 当：議会事務局